

広島県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いについて

当金庫では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた県内の中小企業のみなさまを支援するため、下記のとおり広島県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

記

1. 融資の概要

広島県制度融資名	新型コロナウイルス感染症対応資金	
資金用途	運転・設備・借換資金（原則、信用保証付き融資の借換に限る）	
融資限度額	30,000 千円	
融資期間	10 年以内（据置期間 5 年以内）	
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）であってセーフティネット保証 4 号、5 号、危機関連保証にかかる市町長の認定を受けた者	
	①売上高等の減少率が▲15%以上 ②セーフティネット保証 5 号の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者	③左記以外
融資金利	3 年以内 0.800% 5 年以内 1.000% 10 年以内 1.200%	3 年以内 0.800% 5 年以内 1.000% 10 年以内 1.200%
	当初 3 年間は実質無利子	
信用保証料 (補助適用後)	なし (0.0%)	0.425% ※経営者保証無の場合は 0.525%
担保・連帯保証人	・原則として、無担保 ・原則として、法人の代表者を除き、連帯保証人は不要	

2. 取扱開始日

令和 2 年 5 月 1 日（金）

3. その他

詳細につきましては、営業店窓口でご説明いたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

呉信用金庫 融資管理本部（担当：高、新谷）まで
電話（0823）25-6827